

議案第 77 号

議決第 号

始良市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定 の件

始良市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を制定したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者について固定資産税の特例措置を定めるものとする。

（固定資産税の課税免除）

第2条 市長は、産業振興促進区域内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに定める期間内に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して

1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税の課税を免除することができる。

(1) 製造業又は旅館業 500万円 (資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2,000万円とする。)

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定による固定資産税の課税免除の期間は、特別償却設備について最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3か年度とする。

(課税免除の申請等)

第3条 前条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に課税免除の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、これを審査し、当該申請に係る課税免除の可否を決定し、当該申請をした者に対し、書面でその旨を通知するものとする。

(課税免除の取消し)

第4条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為によって固定資産税の課税免除を受けた者については、その免除の全部又は一部を取り消すものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(始良市過疎地域産業開発促進条例の廃止)

2 始良市過疎地域産業開発促進条例(平成22年始良市条例第160号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例による廃止前の旧条例第4条から第6条までの規定により令和3年度以後の年度分の固定資産税に係る課税免除の措置が決定されている特別償却設備(旧条例第2条第7号に規定する特別償却設備をいう。)等の当該措置については、なお従前の例による。

4 令和3年4月1日から市町村計画を定めた日の前日までに取得等をした特別償却設備のうち、当該取得等をした日が市町村計画を定めた日以後の日であるとみなしたならば第2条の規定の適用を受けることとなるものについては、当該取得等をした日を市町村計画を定めた日以後の日とみなして同条の規定を適用する。